

争点整理手続への訴訟代理人の対応について

司法研修所民事弁護教官室

第1 はじめに

民事訴訟における審理が迅速かつ適正に行われるためには、裁判所が事件の全体像を早期に把握し、訴訟当事者の主張立証についての的確な争点及び証拠の整理（以下「争点整理手続」という。）が行われ、これを踏まえて訴訟当事者が主張立証を深め、争点の判断に必要な人証調べを効果的に行う必要がある。

争点整理手続が的確に行われなければ、訴訟における真の争点が明らかにならず、争点と関連の薄い事象について主張立証が繰り返されるなどして、審理が遅延するばかりか、真の争点に関する主張立証が不十分なまま裁判所が判断をせざるを得なくなり、適正な判断の妨げとなるおそれがある。

複雑な紛争が増えつつある中、民事訴訟実務において争点整理手続の重要性は増しており、司法研修所においても争点整理手続に関する指導に重点を置きつつあることも踏まえ、訴訟代理人の立場からみた争点整理手続への対応について概観したい。争点整理手続においては様々な対応が考えられるところであり、「対話で進める争点整理」をはじめとする白表紙教材とともに、学修の一助とされたい。

第2 争点整理手続の要点と訴訟代理人の対応

1 訴訟物・要件事実に関する主張の整理

民事訴訟における審理の対象は訴訟物であり、審理は訴訟物たる権利又は法律関係の発生要件に該当する具体的事実である要件事実の存否をめぐる行われるため、原告は、訴訟物を明確にしたうえで、主要事実¹を過不足なく主張するとともに重要な間接事実などを主張する。これに対し、被告は、原告が主張する事実について認否及び反論を行い、抗弁事実などを主張する。

裁判所は、当事者双方の主張及び反論について、適切に釈明権を行使しつつ、訴訟物の存否の判断に必要な主要事実や、主要事実の存在を推認させ、あるいは推認を妨げる働きをする間接事実として重要なもの、あるいは重要な補助事実などを整

¹ 要件事実・主要事実の概念については「改訂 新問題研究 要件事実」5頁参照

理する。

訴訟代理人としても、裁判所から準備書面の提出期間が定められたときは、これを遵守し（令和4年改正後の民事訴訟法162条2項参照）、それまでに提出された主張書面を十分に検討した上で裁判期日等に臨む必要がある。

また、訴訟代理人は、相手方の主張について、必要に応じて裁判長に対して釈明権の行使を求める（民訴法149条3項）などして主体的に主張の整理に関与し、事実関係や法律関係が錯綜する訴訟について、当事者の主張する訴訟物を踏まえた請求原因及び抗弁等の主張の整理及び争いのある主要事実や重要な間接事実等の整理が適切に行われているかなどを十分に検討する必要がある。そして、訴訟代理人の理解と裁判所が行う争点整理が一致しない場合は、裁判所及び相手方当事者との間で疑問を発したり意見を交わしたりといった対話を通じて、認識をできる限り一致させるべく努め、必要があれば主張書面を補充するなどして、裁判所及び相手方当事者に理解を求める必要がある。

2 書証による暫定的な事実認定

訴訟代理人は、主張書面において事実の主張を行うと共に、通常は、まず書証を提出して、書証の取調べを中心とした立証活動を行う。

裁判所は、訴訟物及び要件事実を踏まえて当事者の主張を整理するとともに、通常、当事者間に争いのない事実や、成立の真正が認められ信用性が高い書証から認定できる事実といった「動かし難い事実」²を見極めようとする。

その上で、裁判所は、「動かし難い事実」と当事者の主張する事実を対比して、整合性の有無、不自然さや不合理な点の有無などを整理し、併せて、これらに関する弁解の有無及びその内容等を把握する。そして、裁判所は、通常、要件事実を踏まえた争点の所在やその判断に影響を及ぼし得ると考える重要な間接事実などについて、その時点における認識や評価である暫定的な心証³を形成し、これを当事者に対して開示する。

その際、裁判所は、通常、書証等により既に立証されており、人証調べが必要ないと考えられる事実と、未だ立証が不十分と考えられる事実を明らかにするため、これらの事実認定に関する暫定的な心証を当事者に開示する。

² 「改訂 事例で考える民事事実認定」46頁参照。

³ ここでいう「心証」とは、手続の各段階における、その段階までに提出された主張や証拠に対するそのときどきの裁判所（裁判官）の認識・評価のことであり、「事案に対する最終的な結論」という意味ではない（「対話で進める争点整理」1頁脚注①参照）。

訴訟代理人としては、裁判所が的確に心証を形成できるように、訴訟類型に応じて、通常であれば存在するであろう書証を保有する場合は、早期に証拠として提出し、第三者が保有する書証等については、文書送付嘱託や調査嘱託などの証拠収集手続を利用して収集し、早期に裁判所に証拠として顕出すべきである。

また、訴訟代理人としては、争点整理手続において暫定的な心証の形成が行われていることを意識して、相手方から提出された書証については、都度十分に検討したうえで、当該書証に対する意見（文書の成立の真正に対する認否と、否認する場合のその理由を含む。）を明確にし、他方、訴訟進行を見据えて、当該事案における証拠構造を踏まえた自らの立証方針をあらかじめ十分に検討し、必要に応じて、裁判所に明らかにすることが肝要であろう。

3 裁判所の暫定的な心証の開示及び真の争点を深める主張立証

裁判所は、通常、争いのある主要事実と、それとの関連で重要な間接事実についての認識、法律上の見解（法解釈）、事実認定に関する認識のほか、事実認定や規範的要件をはじめとする法の適用などに用いられる経験則に関する認識について、当事者に対し、暫定的な心証を開示する。

これにより、訴訟代理人は、裁判所のその時点におけるこれらの認識を共有することができ、その後の主張立証の対象が明確になる。これらの認識を共有しないまま、訴訟手続を進めると、上記のとおり、争点と関連の薄い事象について主張立証が繰り返され、真の争点に関する主張立証が不十分なまま裁判所が判断をせざるを得なくなるなど、適正な判断の妨げとなるおそれがある。

もとより、裁判所が暫定的な心証を開示しない場合には、訴訟代理人として、争点整理手続を有用なものとするため、訴訟当事者から裁判所の暫定的な心証を確認すべく働きかけることを検討すべきである。

また、訴訟代理人としては、裁判所による主張整理及び暫定的な心証について、十分に理解できない部分、裁判所に誤解がある部分、それまでの主張立証を踏まえても正すべきと考えられる部分などがある場合には、効果的に確認できる口頭での議論を通じて速やかに確認する必要がある。

そして、訴訟代理人の認識と裁判所の暫定的な心証が一致しない場合は、これを一致させるべく、主張立証を行うことになる。

これに対し、裁判所の主張整理及び暫定的な心証が訴訟代理人の認識と一致する場合は、訴訟代理人は、これらの結果を踏まえ、真の争点に関する主張立証を深め、充実した審理が行われるように努めることになる。

4 人証調べ（証人尋問、当事者本人尋問等）の対象の絞り込み

以上の争点整理手続を経て、裁判所は、当事者間に争いのある事実やそれぞれが主張する間接事実について、補助事実の争いを含め、書証による立証の状況を整理し、暫定的な心証を形成し、争点整理手続を終了するにあたり、その後の人証調べにより証明すべき事実を当事者との間で確認することになる（民訴法165条1項、170条5項、177条）。

訴訟代理人としては、争点整理手続において、人証調べにより立証する必要がある事実を確認し、そのために最適な人証を選別することで、効果的な集中証拠調べを行うことになる。

そして、裁判所は、人証調べの結果を踏まえ、「動かし難い事実」を中心として、信用性の高い供述証拠から確実に認定できる間接事実をも加味した上で、特に重要な間接事実を再度取り上げ、その相互関係や要証事実を推認させる程度を総合的に評価するなどして、最終的に要証事実の認定の判断を行うことになる⁴。

なお、訴訟代理人として、裁判所が行った争点整理手続の結果に不服があり、主張立証を補充したにもかかわらず、その結果が変わらない場合、不服のある部分を主張書面として残すことや必要と考える人証申請を行ったうえで裁判所の却下決定を残すなど、上訴手続を見据えた対応を検討すべきである。

第3 おわりに

訴訟代理人としては、訴訟の審理における争点整理手続の役割と重要性を十分に理解し、的確な争点整理手続を行うことで、真の争点を中心とする充実した審理が行われ、当事者の納得できる判断（判決）が可能になることを十分に認識して、争点整理手続に臨まなくてはならない。

以上

⁴ 「改訂 事例で考える民事事実認定」 47頁・89頁参照